

第4 1回与那原大綱曳まつり出店者募集要項

与那原町商工会

1. 出店応募要件

出店に関しては、主催者と協議の中、定められた規則を厳守することを条件とします。

※「名義貸し・代理出店」は固く禁じます。

また、出店業者は与那原町商工会会員、与那原町内の事業者を基本としますが、募集数に満たない場合は、町外の事業者より一部の出店条件を変更して出店する場合があります。

募集数を超えた場合は、抽選となりますので予めご了承下さい。

2. 申込方法

別紙「与那原大綱曳まつり出店申込書」及び飲食の場合は「簡易営業許可証若しくは臨時営業許可証(写)」・「生産物賠償責任保険加入証書(写)」をFAX、郵送又は商工会事務局に直接提出して下さい。

(FAX : 945-7502)

※飲食店舗においては、臨時営業許可証(写)と生産物賠償責任保険加入証書(写)が無ければお申込み出来ません。

※申込みブース数は、原則として1会員1ブースとします。

※令和3年10月以降は、簡易営業許可証の名称が「臨時営業許可証」に変更となりましたのでご注意ください。

3. 申込期限

令和5年7月12日(水)17:00厳守(郵送の場合は、必着)

4. 参加抽選会

募集定員を超えた場合、各店舗代表者1名による抽選を行います。※注

(1)日時 令和5年7月21日(金)10時～

(2)場所 与那原町商工会 2階研修室

※注 定員を超えた場合のみ、商工会よりお申込みされた方へご連絡します。

5. 衛生防災講習会、出店場所抽選会

(1)日時 令和5年7月27日(木)14時～

(2)場所 与那原町商工会館 2階研修室

(3)準備品 ①ボールペン、印鑑(申込契約書に記入、捺印します)

②参加料(55,000円～56,000円)

※参加料の納付をもって正式受付とします。

6. 参加料内訳

出店料	48,000円	
ゴミ処理料	2,000円～3,000円	※注1
清掃作業保証金	5,000円	※注2
合計	<u>55,000円～56,000円</u>	

※注1「生ゴミ」を出す場合は、ゴミ処理料が3,000円になります。

※注2「清掃作業保証金」は、8月21日(月)午前9時からの会場清掃作業に参加された出店者に、作業終了後に返金します。

7. 参加料の払い戻しについて

お支払い頂きました参加料に関しては、出店者の諸事情による払い戻しは認めておりません。また「販売の一時禁止」または「営業の停止」の場合も参加料の払い戻しはできません。また、荒天等によるイベントの全公演中止の場合は、払い戻し致します。

※2枚目へ続きます

8. 出店場所の大きさ及び設備の条件

- (1) ブースの大きさは、5.4 m (間口) × 3.6 m (奥行) です。
- (2) テント及び電源は出店者各自で手配して下さい。
- (3) 水道設備は原則として、2つのブースに対して1カ所設置します。
- (4) 出店組合の発電機を利用(有料)したい場合は直接、出店業組合に申し込んで下さい。

9. 店舗の設営開始日時

説明会にてご案内します。

10. 出店店舗の警備

警備員は配置しませんので、貴重品は自己管理して下さい。

11. 出店者車輛の駐車場所(厳守)

与那古浜公園の駐車場(1店舗1台)をご利用下さい。駐車許可証を発行し説明会にてお渡しします。駐車する際は、必ず許可証が見える位置に置いて下さい。1台以上の場合は、臨時駐車場への駐車をお願いします。

12. まつり会場内への車輛乗入れ可能時間(厳守)

8月19日(土): 午前9時～午前10時30分
午後10時以降予定
(会場内に人がいないことを確認次第、事務局より案内します。)

8月20日(日): 午前7時～午前10時30分
午後10時以降予定
(会場内に人がいないことを確認次第、事務局より案内します。)

※ 飲食出店者の衛生管理のため、乗り入れ時間を厳守して下さい。

雨天により会場(グラウンド)の状態が悪い場合は、グラウンド保全のため車輛の乗入れを制限することがあります。この場合の商品搬入等については、「与那原大綱曳まつり運営委員会」の指示に従って下さい。

13. 営業終了時刻(厳守)

営業終了時刻は、午後8時30分です。

終了時刻を守らない場合は、次回からの出店をお断りします。

※ 会場のナイター照明は、午後8時30分頃に一度消灯し、その後に来場者の状況を確認してから再点灯します。

14. 臨時営業許可申請

テナント内で飲食品を調理や製造する(飲食品が空気に触れる)場合は、保健所の許可が必要です。申請には申請手数料(沖縄県証紙)が必要です。申請手数料は営業種目で異なるので保健所へ確認して下さい。

なお、沖縄県証紙は手違いがないように保健所で申請する際に貼って下さい。

※ 沖縄県南部保健所: 098-889-6799

15. 臨時営業許可証の新規取得及び更新

臨時営業許可証の新規取得及び更新の場合は、保健所において設備等の事前検査を受け、食品衛生講習会を受講しなければなりません。事前検査は原則として、当日使用する器具、備品等进行检查します。具体的な検査方法は、臨時営業許可申請の際に保健所に確認して下さい。又、新規の場合は生産物賠償責任保険の加入が必要です。

その場合の食品衛生講習会の日時等は、保健所へ確認して下さい。

※ 沖縄県南部保健所: 098-889-6799

※3枚目へ続きます

16. 臨時営業許可証のテナント内での掲示

臨時営業許可証は、お客から見えやすい場所に掲示して下さい。

17. 未成年者への酒類販売の禁止

未成年者への酒類販売は固く禁じます。未成年者への酒類販売が発覚した場合は、出店店舗の即刻閉鎖と、次回からの出店をお断ります。

18. カセットコンロの使用禁止及びエアガン（玩具）の販売及び貸出禁止

来場者等の安全を確保するため、カセットコンロの使用と貸出、エアガン（玩具）・ナイフ等の銃火器類の販売を固く禁じます。パーティースプレー、レーザーポインターの販売禁止

19. ゴミの分別方法

ゴミは、燃やすゴミと燃やさないゴミ（ビン、缶、ペットボトルに細分別）に分けて指定の場所に出して下さい。

20. 与那原大綱曳まつり後の会場清掃作業

8月21日(月)午前9時から出店者全員でまつり会場の清掃作業を行います。
その後に清掃作業保証金を返金しますので、必ず「清掃作業保証金預り」をご持参下さい。

21. 現状復旧について

会場へ車を乗入れる際は、ベニヤ板等で十分に養生し芝生を傷つけないよう努めて下さい。
傷つけた場合は、ご自身で現状復旧を行って下さい。

22. 売上及び意見書の提出について

今後のまつり運営をより良くするための指針として、売上及び意見書の提出をお願い致します。
売上及び意見書は、8月21日(月)保証金返金の際に回収致します。